

令和6年度  
使用済蛍光管等収集運搬処理委託業務

仕 様 書

令和6年3月

国頭地区行政事務組合

## 令和6年度 使用済蛍光管等収集運搬処理委託業務仕様書

### 1 目的

この仕様書は、国頭地区行政事務組合（ごみ処理施設）に一時保管されている使用済蛍光管の収集運搬処理業務を委託することを目的とする。

### 2 用語

- ・使用済蛍光管とは、使用済の蛍光管をいう。
- ・収集運搬とは、国頭地区行政事務組合（ごみ処理施設やんばる美化センター）から処理施設まで運搬することをいう。

### 3 業務の履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月21日まで

### 4 保管場所

沖縄県国頭村字宇嘉1179-402（やんばる美化センター内）

### 5 引渡数量

令和6年度 引渡数量 2 t

### 6 梱包方法（収納容器）

使用済蛍光管は、あらかじめ支給される梱包容器（段ボール箱及びキャスター）へ収納する。割れた蛍光管は国頭地区行政事務組合で用意するドラム缶へ集める。

### 7 搬出方法

1コンテナ分（段ボール箱7箱×8キャスター）になったら連絡し合い搬出の調整をする。搬出日にキャスターを国頭地区行政事務組合の計量器で計量する。

又、ドラム缶に集められた割れた蛍光管についても、同様である。

### 8 関係法令の遵守

廃棄物処理法、道路交通法等、関連する法令を遵守し業務を遂行すること。

### 9 責任施工

この仕様書に明記のない場合においても、技術的及び性質上、当然必要のものについては、誠意をもって実施する。

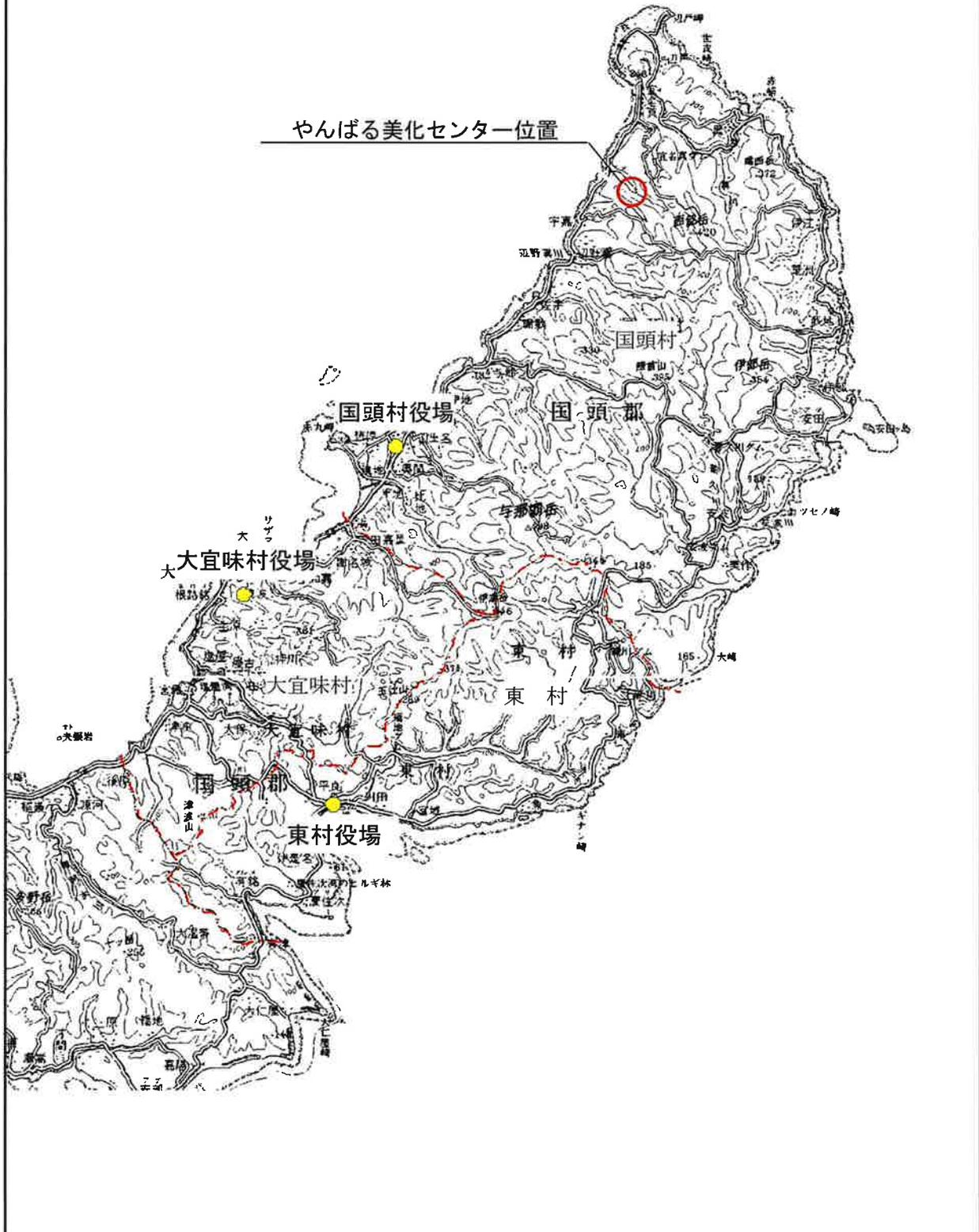
## 1 0 提出書類

受注者は、業務が完了したときは業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

## 1 1 疑義

- (1) 本仕様書に明記のない場合、又は仕様書の記載等について疑義のあるときには係員に申し出てその指示を受ける。
- (2) 本仕様書に定める業務で、特異な問題が生じた場合には、双方協議の上、定めるものとする。

# やんばる美化センター位置図





やんばる美化センター周辺拡大図